

議員提出議案第 7 号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 9 日

提出者 瑞穂町議会総務産業建設委員会
委員長 小 山 典 男

（提案理由）

国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、
少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組
合法」の速やかなる制定を求めるため、本案を提出する。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負（派遣）」などに象徴されるような、「働いても十分な生活が維持できない」、「働きたくても働く場所がない」など困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している。

このような中、「地域の問題は、みずから地域で解決しよう」とNPOや、ボランティア団体、協同組合、自治会など様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動している。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けている。

この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で、仕事を行う組織であるが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきた。

その中で「自分たちの働き方に見合った＜法人格＞がほしい」、「＜労働者＞として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきた。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同している。また、国会では160名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まった。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

上記理由により、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

総務大臣

経済産業大臣 宛